改正された役員給与の取扱

役員給与の支給形態の多様化

と会社法の

対応している。具体的に 慰労金の支給制度を廃止 明確でない役員退職慰労金 員給与の支給環境の変化に 計の取扱いもこのような役 与をめぐる会社法や企業会 執行の対価として捉え、業 の支給が株主総会で指摘さ 支給環境は著しく変化して 企業が少なくない。役員賞 給する制度に転換している を賞与等の一時金として支 續連動型報酬 (成果報酬) れることもあり、役員退職 いる。例えば、算定根拠が 、その部分を役員の職務 最近の役員給与の支給形 次のとおりである。

項では、取締役の報酬等に 対価として位置づけ、支給 のほか、賞与も職務執行の 職務執行の対価として株式会 できることとなった。例え 総会の決議によって、報酬 4この章において「報酬等」 社から受ける財産上の利益(以 ついて次のように規定して は、会社法第361条第1 て廃止され、定款又は株主 『取締役の報酬、 賞与その他

という。) についての次に掲げ

改正後の

増額が改正後は認められな

いった制度を設ける姿勢

不明確な点が

人となるものを除く。)

)施行等 る事項は、定款に当該事項を 定めていないときは、株主総 会の決議によって定める。 報酬等のうち額が確定し 2

ているものについては、そ

的な内容』 ものについては、その具体 その具体的な算定方法 ていないものについては、 報酬等のうち額が確定し 報酬等のうち金銭でない

期間の費用として処理すべ 給与に関する会計基準」を きであるとしている。 役員賞与は、発生した会計 会では、平成17年11月29日、 公表した。これによると、 企業会計基準第4号「役員 会社法の施行にあわせて、 次に、企業会計基準委員

たが、その内容は、従前の 員給与の取扱いが創設され 取扱いを明らかにしていた 報酬、役員賞与、役員退職 決して、役員給与の支給形 取扱いに比べ、厳格で硬直 旧法人税法第3条、第35 給与の三つに区分してその 環境下で、役員給与を役員 態の変化に対応したものと 的となっている部分が多く、 18年度の改正で、新たな役 条、第36条を廃止し、平成 税法でも、以上のような になってしまっ いえない「お粗末」なも こ比較すると、

族会社の役員給与の損金不 た、会社法の施行が、財務 算入)の創設という皮肉な : 第35条の規定(特殊支配同 省のリードによる法人税法

とにする。 この新たな役員給与の取扱 いを以下に検証してみるこ 紙面は限られているが、

## 問題点 新たな役員給与の取扱い

が同額である給与」を定期 り、かつ、その事業年度の 月以下の一定の期間であ 正後も「その支給時期が1 が容易ではないので、定期 かを外部から判断すること られたのであろう。もっと 宜性からこの形式基準が採 が、改正後も税務執行の を判断すべきものである か否かで役員給与の損金性 は、職務執行の対価である は変わっていない。本来 準で損金性を判断すること で、支給形態という外形基 各支給時期における支給額 を役員報酬としていた。改 で判断し、前者の役員給与 時的なものという支給形態 とになろうが、従前では、 員報酬がこれに該当するこ 則として損金の額に算入さ 同額給与と定義しているの ら考えれば、一般的には役 ・定額のもの、臨時的・一 か、利益の分与である賞与 員給与の支給実務の立場か れることとなっている。 務執行の対価である報酬 「定期同額給与」は、 期首に遡及した一括支給額 である。このことから、従 提となっていることも問題 時株主総会での役員報酬の は、既に終了した職務に対 いた役員報酬の増額に伴う 前は報酬として認められる のとして改正後は損金の額 が定められていることが前 定時株主総会等の開催日に る。さらに、毎年行われる に算入されないことにな して「事後」に支給したも (法基通9-2-9の2)

て支給することは制度とし 役員賞与を利益処分によっ に施行された会社法では、

まず、平成18年5月1日

結果を生ずることとなった。

影響は大きいといえる。

きたのも、

税体系を崩すも

所得控除相当額」を持って

損金不算入額として「業務

象にしたのが問題である。

**、際には、既存の法人も対** 

主宰役員の役員給与の給与

支配同族会社に該当しない のとして問題である。特殊

ために、1グループの持株

「事前確定届出給与」

題である。改正前は、「他 かじめ支給時期・支給金額 給与は、職務執行前にあら 理解できないが、定期同額 34条第1項の文理解釈では の定義には該当しないこと 後は、これが定期同額給与 に定期の給与を受けてい 囲に含まれていたが、改正 る旨の定めに基づき支給す 所定の時期に定額を支給す 囲が限定的であることが問 になる。また、法人税法第 る」年俸等も役員報酬の範 い者に対して継続して毎年 り得るはずである。事前確 定届出給与に関する届出書 給する決議をすることもあ の成果報酬を賞与として支 果に拠るところが大きい 期末近くに大まか算定さ くに株主総会を開催し、そ し、その事業年度の利益が れ、それに基づいて期末近

役員に対する給与の状況ま 届出給与対象者の事前確定 手続をする上で、事前確定 題である。事前確定届出の 確定届出給与対象者以外の 届出給与以外の給与や事前 の記載事項も詳細すぎて問 当局に事前にお伺いをた ものが強権的である。課税 前確定届出給与の制度その 員の役員給与支給額の捕捉 員給与の判定の資料とか全 疑問をもっている。高額役 い。さらにいえば、この事 様式になったとしか思えな するために、この届出書の の税務行政資料として利用 をするといった、課税当局 で記載する必要があるのか めて損金の額に算入できる (高額役員給与の損金不算 お墨付きをもらって初

小池敏範 【渋谷】

問題点が多い。何故に事前 くなることも実務に与える 利益は役員の職務執行の成 いのか不明である。会社の に届出をしなければならな るべきである。その申告後 判断して支給したものは、

給与の取扱いである。 いになった場合に、納税者 (注) 改正後も、高額役 八の同じ役員の支給額の相 う根本的な問題は、相変

る事前確定届出給与の制度 困難であるから、問題のあ の支給法人から、同族会社 を適用することは不可能は 先の業績を予想することは いたい。 ほとんどが同族会 の除いたことにも意見を言 社である中小企業は、1年 人される「利益連動給与」 利益が生じ

ることはできない。本来は、 濫用であり、到底受け入れ 局の驕りであり、課税権の 先したものであり、課税当 の法人が職務執行の対価と 税者である法人であり、そ 役員給与の支給の主体は納 義的(申告時)には認め 税務執行の便宜性を優

わらず解決していない。 はほとんど不可能であると 場をサンプリングすること 側で同業種、同規模類似法 かをめぐって課税当局と争 不相当に高額であるかどう 準が設けられているので、 員給与の判定基準に実質基

判断するのが、本来の役員 与の損金不算入の適用)を であるか否か(高額役員給 職務執行の対価として相当 に行われる税務調査時に、 ことに伴い、 低資本金制度 実際は、租税 うことが予想されるので、 て、多額の役 族会社の役員 け真面目に申 いわゆる一人 に節税目的で れたとされる 部で、業績 この規定は、

原則として損金の額に筧 給実態に マッ 様化している を指摘するに なく、また、 紙面が限ら れている関係

ら現実としてはあり得ない。 良くなる。しかし、同族会社 ることになり、使い勝手が 給与の支給方法が一つ増え 制度を採用できれば、役員 たらその成果 にはこれが認められないか この取扱い に限らず、課 、報酬を支払う

そうであれば、新設法人の

合うはずである。しかし、 みに適用すればこの趣旨に 創設したとされているが、

へ成りへの対応措置として

このような個人事業者の法

算入」の規定も問題である。 あるように思える。しかし、 できるから、 回、財務省のリードで生ま 小企業がほとんどである。 ギーを費やしているのは極 をし、課税強 ながるものは 益操作や課税 いう「性悪説」の考え方が 税当局は、同 その意味からすると、今 個人事業者が 『向上に目を向 化をしようと が撤廃された 回避にエネル その行為につ 回避が容易に 員報酬を支払 会社を設立し 会社法施行後 給与の損金不 告している中 税務上の規制 族会社は、利 「特殊支配同 会社法で最

対応に対して、課税当局

い、強権的に、法人税法施

合第72条第4項のみなし

割合を9%未満にする等の

規定を拡大適用してくると

問題であるし、非特殊支配

為と判断されることも心配 同族会社対策が租税回避行

策定した制度なので、当然 収を確保したいため、自ら

に納税者の理解は得られて

ありかたを議論することな 政府税制調査会等で制度の である。いずれにしても、

く、悪代官(財務省)が税

の結果、具体 案したものと思われる。そ ある。おそらく、支給形態 取扱いの問題点の主なもの 拙速に役員給与の規定を起 議論することなく、机上で を綿密にリサーチすること なっていないということで 全体的にいえることは、多 で、改正された役員給与の 的な取扱いで 時間をかけて 止まったが、 役員給与の支 チしたものに

であろう。 である。法人税基本通達の が多数寄せられているから 給与の取扱いに関する質問 が想定していなかった役員 改定作業が遅れているの 報も錯綜しているのが現状 納税者から、課税当局

解が得られる内容に、早急 ものに、また、納税者の理 第35条を現行の役員給与の 思われるが、新法第34条、 支給実態に対応した適格な ているので、廃止は無理と に手直しすべきであろう。 法人税法本法に規定され